

宮城県知事 メッセージ

「過労死等防止対策推進シンポジウム」が宮城県で開催されるにあたりまして、挨拶を申し上げます。また、本日御出席の皆様には、県政の推進について、日頃格別の御理解と御協力をいただいていることに対し、心より感謝申し上げます。

さて、我が国では過重労働やハラスメント等の過酷な労働環境によって多くの方の心身の健康が損なわれ、尊い命が失われており、深刻な社会問題となっています。また、今年には新型コロナウイルスの感染拡大により社会・経済が甚大な影響を受け、労働環境も大きく変化しています。宮城県においても、実労働時間が全国平均よりも長い傾向にあり、労働時間の縮減が課題となっているところです。

このような中、時間外労働時間の罰則付き上限規制の導入や、割増賃金の引き上げ、年次有給休暇の确实付与義務など盛り込んだ、「働き方改革関連法」が昨年4月より施行され、今年4月からは中小企業にも適用されております。

県といたしましても、法改正への対応を含めた県内企業の「働き方改革」を促進するため、「みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度」を創設し、時間外労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進等に積極的に取り組む企業を支援しております。

最後に、本日開催のシンポジウムが、御出席の皆様はもとより、県民一人ひとりが過労死等に対する理解と関心を深めていただく良い機会となりますよう願っております。

また、本シンポジウムの開催にあたり御尽力された関係者の皆様に深く敬意を表しますとともに、本シンポジウムの御成功と皆様のますますの御健勝を祈念いたしまして開催に寄せるメッセージといたします。

宮城県知事 村井 嘉浩
